平成２４年（フ）第２０号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦2097番地
債務者　山野　穣二
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第４５９号
千葉県柏市高田1075番地12
債務者　栗谷川勝彦
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４６０号
千葉県柏市高田1075番地12
債務者　栗谷川静子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７８号
千葉県松戸市三矢小台２丁目10番地の９　徳丸マンション第二203号
債務者　尾崎　律子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７９号
千葉県柏市大井763番地17
債務者　長嶺　榮子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５０９号
千葉県柏市関場町２番39号
債務者　村串　一實（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１７号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷１丁目11番20―202号
債務者　見上　倫奈
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２１号
千葉県松戸市常盤平双葉町16番地の８
債務者　小塩　浩子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２４号
千葉県柏市あけぼの３丁目11番59―102号
債務者　今井　昭貴
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２５号
千葉県柏市あけぼの３丁目11番59―102号
債務者　今井　久代
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５３０号
千葉県野田市宮崎99番地の９　けやき201
債務者　竹島加壽馬
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５３８号
千葉県柏市旭町７丁目１番８―308号
債務者　伊東　晃子（旧姓粉川）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４２号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町７番地の３　ドミール二十世紀が丘102号
債務者　横川　　進
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５５３号
千葉県流山市江戸川台東２丁目242番地
債務者　里崎　　愛
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９号
石川県小松市下粟津町ア116番地５　雇用促進住宅小松第二宿舎２号棟208号室、従前の住所石川県加賀市分校町タ43番地
債務者　米澤　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第５３号
石川県小松市吉竹町か75番地１　セントラル吉竹102号室、従前の住所石川県小松市吉竹町わ21番地１
債務者　山﨑　秀子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２２９号
兵庫県西宮市一ヶ谷町７番57―102号、前住所兵庫県西宮市高畑町１番24―505号、前々住所兵庫県西宮市西福町15番24号
債務者　三原　　実
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７２号
兵庫県尼崎市富松町４丁目39番36―301号
債務者　足立みゆき
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係